

船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008広第117号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年9月14日（日） 13時10分ごろ	
発生場所	香川県土庄町 四海港 <sup>しがい</sup> 12号防波堤灯台から真方位203° 5,850m 付近（概位 北緯34° 28.1′ 東経134° 08.3′）	
事故等調査の経過	平成20年12月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	ヨット イルカ、5トン未満（登録長9.76m）	
船舶番号、船舶所有者等	250-8956岡山、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	キール折損、沈没	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、2人を同乗させ、キールの喫水約1.9mで、香川県小豆島西端と小豊島間の水路を通って機帆走により約6.0ノットの速力で南進中、平成20年9月14日13時10分ごろ、土庄町の百尋磯 <sup>ひゃくひろ</sup> に乗り揚げた。 本船は、キールが折損して転覆し、間もなく沈没した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2 海象：潮汐 下げ潮中央期	
その他の事項	百尋磯から50～100m付近に錨泊していた釣船の船長が事故を目撃し、急ぎ救助した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、小豆島西端と小豊島間の水路を南進中、船位を確認しなかったため、百尋磯に接近していることに気付かなかったものと考えられる。 船長は、百尋磯灯浮標の北方に百尋磯が存在していることを知っていたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が小豆島西端と小豊島間の水路を南進中、船位を確認しなかったため、百尋磯に接近していることに気付かずに航行してキールが乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	